

# 大深度地下地盤調査マニュアルについて

平成 16 年 2 月

国土交通省都市・地域整備局  
大都市圏整備課大深度地下利用企画室

## 1 マニュアル作成の目的

「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」(以下「法」という。)第 2 条第 1 項において定義されている大深度地下は支持地盤の位置によって決まるため、地盤調査結果などを用いて支持地盤を特定しなければならない。

本マニュアルは、大深度地下特定のための地盤調査及び調査結果を用いた大深度地下特定の一連の作業における技術的事項を定め、事業者の地盤調査の円滑な実施及び審査の適正な実施に資することを目的とする。

## 2 マニュアルの位置付け

大深度地下使用法使用認可申請マニュアル、大深度地下使用法事務処理要領等を補足し、法第 2 条第 1 項において定義されている大深度地下を特定するための地盤調査に関する技術的事項を定めたマニュアルとしてとりまとめ、各使用認可庁、事業所管庁等関係行政機関へ送付する。

## 3 マニュアルの適用の範囲

本マニュアルは、法に基づき大深度地下を使用する事業における、大深度地下を特定するために実施する地盤調査及び調査結果を用いた大深度地下の特定に適用する。

## 4 マニュアルの検討経緯

本マニュアルについては、平成 12～14 年度の 3 ヶ年にわたり、「大深度地下地盤調査マニュアル検討委員会」(委員長：山田 清臣日本大学名誉教授)において検討を実施した。

## 5 マニュアルの構成

(1) 総則(目的、内容、適用範囲、用語、関連基準)

(2) 大深度地下使用制度における地盤調査

大深度地下の定義、手続の流れ、必要な地盤情報、支持地盤の定義と地盤特性

(3) 大深度地下特定のための地盤調査の方法

地盤調査の流れ、大深度地下特定のための地盤調査手法と調査項目

調査手法の組み合わせ、調査の密度及び精度と大深度地下の特定

事業段階における地盤調査、地盤調査以外の方法による支持地盤の推定

(4) 地盤調査の計画と実施

調査計画、既存資料の収集、現地踏査

大深度地下地盤調査マニュアル検討委員会  
委員名簿

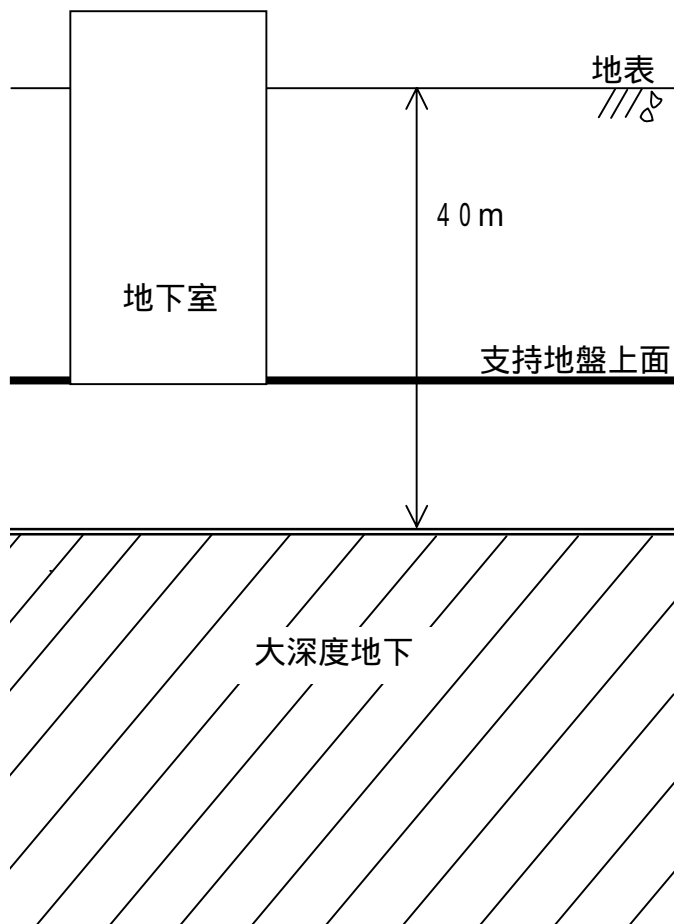
平成14年度末現在

委員長	山田 清臣	日本大学名誉教授
副委員長	芦田 讓	京都大学教授大学院工学研究科資源工学専攻
委員・幹事	鎌尾 彰司	日本大学専任講師理工学部土木工学科
委員・幹事	田中 莊一	応用地質株式会社取締役兼専務執行役員
委員	阿南 修司	独立行政法人土木研究所材料地盤研究グループ(地質) 主任研究員
	伊藤 洋	財団法人電力中央研究所 我孫子研究所 地圏環境部長
	太田 秀樹	東京工業大学教授大学院理工学研究科 国際開発工学専攻
	諏訪 靖二	財団法人地域地盤環境研究所技術コンサルタント部長
	得丸 昌則	株式会社ダイヤコンサルタント情報システム部 情報システム室長
	福井 謙三	基礎地盤コンサルタンツ株式会社地質部部長
	松澤 宏	応用地質株式会社中部支社技師長
	吉田 望	応用地質株式会社技術本部技師長 (旧地盤工学会調査・研究部長)
	村山 浩和	国土交通省 都市・地域整備局大都市圏整備課長
	中島 正人	国土交通省 都市・地域整備局大都市圏整備課 大深度地下利用企画官
アドバイザー	中山 俊雄	東京都土木技術研究所地象部主任研究員

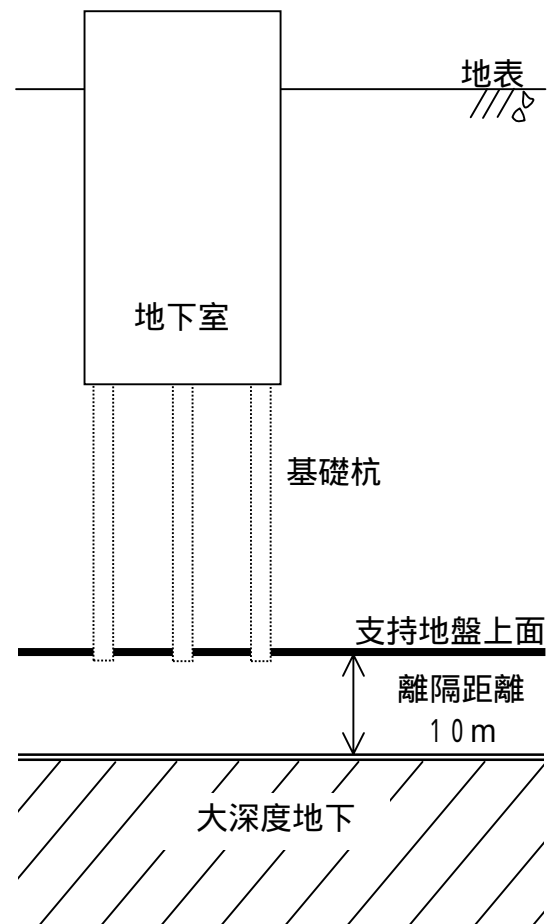
大深度地下の定義（法第2条第1項、施行令第1条、第2条）

次に掲げる深さのうちいずれか深い方の深さの地下

- ・ 地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下40m以深）
- ・ 建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面から10m以深）



地下室の建設のための利用が通常行われない深さ  
（地下40m以深）



建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ  
（支持地盤上面から10m以深）

いずれか深い方の深さの地下が大深度地下